

**佐賀県規則第20号**

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊦」を削る。

様式第3号その1及び様式第3号その2中「㊦」を削る。

様式第3号その3中「㊦」を削る。

様式第3号その4中「㊦」を削る。

様式第3号その5及び様式第4号中「㊦」を削る。

様式第5号中「㊦」を削り、

	区分
年度	
	年度
	〃
	〃
	〃
	〃
	〃
	〃
	〃
	〃
	〃
	計

を

	区分
年度	
	年度
	〃
	〃
	小計
	年度
	〃
	〃
	小計
	滞繰計
	年度
	計

に改める。

様式第6号様式を次のように改める。

様式第6号

個人の県民税の収入状況報告書

年 月 日

県税事務所長 様  
 佐賀県県税条例第36条第4項の規定により、次のとおり報告します。

市町長 \_\_\_\_\_

現年課税分 ( 年度 月分)

区 分 税 別		調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	普通徴収分	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	本月分の徴収金を払い込んだ月日
	特別徴収分											月 日
	退職所得の分離課税分											
	税額計											
	延滞金	/	/	/				/	/	/	/	
市町民税	普通徴収分							( )				
	特別徴収分											

	退職所得 の分離課 税分												
	税額計												
	延滞金												
計	普通徴収分						( )					払込あん分率	
	特別徴収分											特 定	0.
	退職所得の 分離課税分											確 定	0.
	税額計												
	延滞金												
納 税 義 務 者 数													
区分	均等割のみ 納付する者	所得割のみ 納付する者	均等割と所 得割と併せ て納付する 者	計	うち、地方税 法第47条第1 項の納税義務 者の数	退職所得の分離課税に 係る所得割を納付する 者	備考						
前月末現在													

増							
減							
差引本月末現在							

- 注 1 本表は、現年度課税分について使用し、（ 年度 月分）は、市町の収入した月を記載すること。
- 2 「調定額の本月分」欄には、当月分の減額分を上段に、増額分を下段にそれぞれ記載すること。
- 3 欠損額は、未収入額に含まれないものとし、「欠損額」欄の上段に当月分を（ ）に内書し、同欄の下段に累計額を記入すること。
- 4 払込あん分率は、(ア)当該年度の7月から翌年3月までの間において払い込むものについては、最初の納期限の月の末日現在によって算定した特定あん分率によるものとし、(イ)当該年度の4月から6月までの間において払い込むものについては3月末現在において算定した確定あん分率（出納整理期間中に調定に異動が生じたときは、それぞれ増減した月の末日現在によって再算定）によるものとする。(ウ)なお、退職所得に係る所得割分で特定あん分率が適用されるまでの間において払い込むものについては、前年度の3月末現在の確定あん分率によるものとする。
- 5 退職手当の分離課税に係る所得割の歳入の所属年度は、特別徴収に係るものにあつては特別徴収義務者の3月以降徴収分は翌年度の歳入とし、更正、決定及び普通徴収に係るものにあつては、納税通知書を発した月の属する年度とすること。
- 6 平成18年度以前賦課分の税額変更に係るものがある場合は、別紙第1を添付すること。
- 7 納税義務者数は、当該年度に賦課決定を行ったものについて記載すること。

滞納繰越分

区 分 税 別		調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 調定増減の事由 等
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年 同期	
県が調 定した 県民税	税 額	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	
	延滞金											
市 町の 台帳 に基 づく	県 民 税	税 額										
		延滞金										
	市 町 民 税	税 額										
		延滞金										
	計	税 額										
		延滞金										

- 注 1 新年度の5月分までは、「県が調定した県民税」欄は、「収入額」欄のみ記載すること。  
 2 別紙第2を添付すること。  
 3 その他については、現年課税分の注（6を除く。）によること。

別紙第1

◎ 収入状況報告書の内訳（現年課税分）

払込あん分率	
特定	
確定	

① 平成18年度以前賦課分の税額変更に係るもの

税別		調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	税額	円	円	円	円	円	円	( )	円	%	%	
	延滞金											
市町民税	税額							( )				
	延滞金											
計	税額							( )				
	延滞金											

- 注 1 本表は、平成18年度以前に賦課していた税額を変更した場合で、かつ、増額となった場合のみその金額を記載すること。  
 2 平成18年度以前に賦課がなく、平成17年以前の所得に対して平成19年度以後初めて賦課決定するものは除くこと。

② 現年度課税分で①以外のもの

税別		調 定 額			収 入 額			欠損額	未収入額	収入歩合		払込あん分率	
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	確 定	
												備	考
県 民 税	税 額	円	円	円	円	円	円	( )	円	%	%		
	延滞金												
市町民税	税 額							( )					
	延滞金												
計	税 額							( )					
	延滞金												

注 本表は、3月実績以降分の報告を行う際に使用すること。

別紙第2

◎ 収入状況報告書の内訳（滞納繰越分）

① 平成19年度以後の賦課に係るもの

税別		区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 (調定増減の事由等)
			前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
			円	円	円	円	円	円			%	%	
県が調定した県民税		税額							円	%	%		
		延滞金											
市町の台帳に基づく	県民税	税額											
		延滞金											
	市民税	税額											
		延滞金											
	計	税額											
		延滞金											

- 注 1 本表は、平成19年度以後に賦課決定を行ったもののうち、平成18年度以前賦課に係るものを除いたものを記載すること。  
 2 払込あん分率は、現年度のあん分率によるものとする。



払込あん分率

確定	
----	--

② 平成18年度以前の賦課に係るもの

税別		区分	調 定 額			収 入 額			欠損額	未収入額	収入歩合		備 考 (調定増減の事由等)
			前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県が調定した県民税	税 額	円	円	円	円	円	円	( )	円	%	%		
	延滞金												
市町の台帳に基づく 県民税	税 額							( )					
	延滞金												
市町 市民税	税 額							( )					
	延滞金												
計	税 額							( )					
	延滞金												

注 1 本表は、平成18年度以前に賦課決定を行ったものを記載すること。

2 平成19年度以後に賦課決定を行ったもののうち、平成18年度以前の賦課に係るもので、滞納繰越となったものについては、本表に加算すること。

様式第7号中「罫」を削り、同様式中別紙第1から別紙第3までを次のように改める。

別紙第1

納税義務者数明細書

(単位：人、円)

		当初賦課 (A)	新たな賦課 決定 (B)	新たな賦課決定の取消 (C)			(D) [(A) + (B) - (C)]	今回交付額等
				平成19・20 年度分	平成21・22 年度分	平成23年度 以降分		
(前年度) 年度	人員①							
	条例で定め た金額②							
	①×②							(E) [(D) - (A)]
(当該年度) 年度	人員①							
	条例で定め た金額②							
	①×②							(F) [(A)]
								(G) [E+F]

- 注 1 この明細書は、7月に提出する「徴収取扱費の計算書」に添付すること。  
 2 平成19年度以後賦課決定を行ったものについて記載すること。  
 3 条例で定めた金額の欄には、平成19年度及び平成20年度分については4,000円、平成21年度及び平成22年度分については3,300円、平成23年度以後の分については3,000円と記載すること。

別紙第2

過誤納金還付及び加算金明細書

(単位：円)

還付金等の 支出年月等		過誤納金還 付金		還付金に対 する加算金		あん 分率	県民税相当額		備考
		(A)		(B)			過誤納 金還付 金	同左 加算 金	
		件数	金額	件数	金額				
平成18 年度以 前の賦 課に係 るもの	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	小計								
平成19 年度以 後の賦 課に係 るもの	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	小計								
所得変 動に伴 うもの	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	年月								
	小計								
計							(C)	(D)	

- 注 1 この明細書は、「徴収取扱費の計算書」に添付すること。
- 2 (A)欄及び(B)欄には、市町民税及び県民税の合計額を記入すること。  
なお、延滞金の還付があるときは、その額を本税と合わせて記入すること。
- 3 実際に支出した月ごとに記入し、県民税相当額については、(A)欄及び(B)欄の額にあん分率を乗じて算定した額を記入すること。  
なお、(A)欄及び(B)欄の金額については、市町が予算を通じて支出した額に限られるものであること。
- 4 あん分率は、その支出した日の属する月の末日現在におけるものを記入すること。  
なお、所得変動に伴うものについては「県民税相当額」が把握できる場合には相当額を記入すること。

別紙第3

納期前の納付に対する報奨金計算明細書

市町

交付月	前納人員	市町民税 県民税 前納額	前納報奨金	按分率	県民税分前納報奨金
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
計					(A)

様式第8号中 「代表者の氏名 [ ] 印」を 「代表者の氏名 [ ]」に、

「  
関  
与  
税  
理  
士  
署  
名  
押  
印  
」  
を  
「  
関  
与  
税  
理  
士  
署  
名  
」  
に改める。

様式第9号中 「代表者の氏名 [ ] 印」を 「代表者の氏名 [ ]」に、



様式第10号中「㊟」を削る。

様式第11号その1及び様式第11号その2中「㊟」を削る。

様式第12号中「㊟」を削る。

様式第13号その1から様式第13号その3までの規定中「印」を削る。

様式第14号その1から様式第15号までの規定中「㊟」を削る。

様式第16号及び様式第17号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第18号 (表)	様式第18号 (表)





改正前				改正後		
注 略				注 略		

様式第 20 号、様式第 21 号、様式第 23 号から様式第 25 号まで及び様式第 27 号中「㊟」を削る。  
 様式第 28 号中「㊟」を削る。

様式第 29 号中 「 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印 」 を

「 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 」 に改める。

様式第 30 号及び様式第 35 号中「㊟」を削る。

様式第 36 号中「㊟」を削る。

様式第 37 号中「㊟」を削る。

様式第 38 号中「㊟」を削る。

様式第 39 号中「㊟」を削る。

様式第 41 号中 「 氏名 住所 印 」 を 「 氏名 住所 」 に改める。

様式第 42 号その 1 中「㊟」を削り、

「 年 月 日 申請者署名 印 」

注 専ら運転することとは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 身体障害者等による当該自動車の運転日数が当該自動車の全運転日数の概ね を 80%以上であること。
- (2) 身体障害者等による当該自動車の運転日数が身体障害者等による全運転日数（当該自動車以外の自動車（軽自動車）を含む。）の概ね 80%以上であること。

「 年 月 日 申請者署名

注 専ら運転することとは、減免申請の対象となる自動車について、身体障害者等本人が に、「通院通所の場合は通院（通所）証明  
当該自動車を概ね 80%以上運転することをいう。」

書」を「通院の場合は通院証明書、通所の場合は通所証明書」に、「精神障害者保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証」に改める。

様式第 42 号その 2 中「㊦」を削り、「取得税額」を「環境性能割額」に改める。

様式第 43 号及び様式第 44 号中「㊦」を削る。

様式第 46 号中「㊦」を削る。

様式第 47 号中「㊦」を削る。

様式第 48 号から様式第 51 号までの規定中「㊦」を削る。

様式第 53 号及び様式第 53 号の 2 中「㊦」を削る。

様式第 53 号の 3 その 1 及び様式第 53 号の 3 その 2 中 「 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印 」 を

「 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 」 に改める。

様式第 53 号の 4 その 1 中「㊦」を削る。

様式第 53 号の 4 その 2 から様式第 54 号その 1 まで及び様式第 54 号その 3 中「㊦」を削る。

様式第 59 号から様式第 61 号まで、様式第 62 号その 3 及び様式第 66 号中「㊦」を削る。

様式第 67 号、様式第 69 号及び様式第 69 号の 2 中「㊦」を削る。

様式第 76 号を次のように改める。



様式第 77 号から様式第 87 号までの規定中「印」を削る。  
 様式第 88 号その 1 中「印」を削る。  
 様式第 88 号その 2 及び様式第 88 号その 3 中「印」を削る。  
 様式第 89 号中「印」を削る。  
 様式第 90 号及び様式第 91 号中「印」を削る。  
 様式第 92 号中「印」を削る。  
 様式第 93 号その 1 から様式第 98 号までの規定中「印」を削る。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

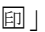
改正前	改正後												
<p>様式第99号その 1</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>略</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">番 号 ①</td> <td style="width: 16.6%;">②</td> <td style="width: 16.6%;">③</td> <td style="width: 16.6%;">④</td> <td style="width: 16.6%;">⑤</td> <td style="width: 16.6%;">⑥</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>略</p> <p style="text-align: right;"><u>印</u></p> <p>略</p> <p>1 納付（納入）場所        (1)～(3) 略</p> <p>この督促状では納められませんので、先に送付しました納税通知書（納付（納入）書）により、<u>延滞金を加算して納付（納入）してください。なお、紛失された場合は、前記連絡先までご連絡ください。</u></p>	番 号 ①	②	③	④	⑤	⑥							<p>様式第99号その 1</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>略</p> </div> </div> <p>略</p> <p>1 納付（納入）場所        (1)～(3) 略</p> <p>この督促状では納められませんので、<u>同封の納税通知書（納付（納入）書）により、納付（納入）してください。なお、紛失された場合は、前記連絡先までご連絡ください。</u></p>
番 号 ①	②	③	④	⑤	⑥								

改正前	改正後
略	略

様式第 99 号その 2 中「㊦」を削る。  
 様式第 100 号その 1 中「㊦」を削り、「取扱者印」を「取扱者氏名」に改める。  
 様式第 100 号その 3、様式第 102 号その 1 及び様式第 102 号その 2 中「㊦」を削る。  
 様式第 103 号中「㊦」を削る。  
 様式第 104 号の中「㊦」及び「㊦」を削り、「記入し、押印」を「記入」に、「付記し、押印」を「付記」に改める。  
 様式第 105 号及び様式第 106 号中「㊦」を削る。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<b>様式第107号</b> 略 <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)</td> <td style="text-align: center;">㊦</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">           注1 <u>本人が来所して請求する場合は、氏名を自署することにより押印を省略できます。</u>             注2 <u>法人が請求する場合は、代表者印を押印してください。</u>            注3 <u>代理人が請求する場合は、委任欄に本人の</u> </td> <td style="text-align: center;">           委任欄            私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。 ㊦         </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)	㊦	略		注1 <u>本人が来所して請求する場合は、氏名を自署することにより押印を省略できます。</u>  注2 <u>法人が請求する場合は、代表者印を押印してください。</u> 注3 <u>代理人が請求する場合は、委任欄に本人の</u>	委任欄 私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。 ㊦	略	<b>様式第107号</b> 略 <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">           注1 <u>氏名欄は、本人が自署してください。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができます。</u>             2 <u>代理人が請求する場合は、代理人の住所及</u> </td> <td style="text-align: center;">           委任欄            私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。         </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)		略		注1 <u>氏名欄は、本人が自署してください。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができます。</u>  2 <u>代理人が請求する場合は、代理人の住所及</u>	委任欄 私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。	略
略																			
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)	㊦																		
略																			
注1 <u>本人が来所して請求する場合は、氏名を自署することにより押印を省略できます。</u>  注2 <u>法人が請求する場合は、代表者印を押印してください。</u> 注3 <u>代理人が請求する場合は、委任欄に本人の</u>	委任欄 私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。 ㊦	略																	
	略																		
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)																			
略																			
注1 <u>氏名欄は、本人が自署してください。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができます。</u>  2 <u>代理人が請求する場合は、代理人の住所及</u>	委任欄 私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。	略																	

改正前				改正後			
印を押印し、代理人の住所及び氏名を記入してください。				び氏名を記入してください。			
略				略			
略				略			
略				略			
略		略		略		略	
略				略			

様式第 108 号から様式第 110 号までの規定中「」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。